

コーポレート・ガバナンス報告書

2022年1月20日

グラントマト株式会社

代表取締役社長 南條 浩
問合せ先： 管理本部部長 遠藤 誠也
(0248)94-2014

U R L <https://www.grantomato.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としております。そのため、農業生産者様から一般消費者様にいたるサプライチェーンのすべての場面において、アグリビジネスを営む者としての社会的責任や法令遵守を第一に考え、それを適切に履行するためのコーポレート・ガバナンスの体制整備を最も重要な経営課題として位置付けております。

また、当社では、経営意思決定の迅速化を図ると同時に、適時適切な業務執行を効果的かつ効率的におこなうよう取り組んでいますが、そのプロセスや結果の妥当性に係る監視・監督を通して、経営層に対する牽制を強化し、経営における透明性の向上及び健全化に努めております。これらを丁寧に実践していくことにより、強固なコーポレート・ガバナンスが醸成され、競争力が向上することを通して、各ステークホルダー(株主等)の利益の最大化につながると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社南條商店	1,112,700	57.95%
グラントマト従業員持株会	300,000	15.62%
南條浩	100,200	5.21%
南條祥子	75,000	3.90%
南條一樹	60,000	3.12%
石井康雄	50,000	2.60%
緑川泰由	40,000	2.08%

佐藤株式会社	30,000	1.56%
千葉輝人	22,000	1.14%
南條淳子	20,000	1.04%
吉田正雄	20,000	1.04%
根本吉蔵	20,000	1.04%

支配株主名	有限会社南條商店
-------	----------

親会社名	なし
------	----

補足説明

有限会社南條商店は南條家の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しております。また、監査役設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行状況について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めています。さらに、内部監査室は、年間内部監査計画に基づき、各部門の業務監査及び特命監査を行っております。監査役、会計監査人及び内部監査室は、適宜、情報連携を図りながら、それぞれの担当分野における監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野浩喜	他の会社の出身者／会社役員													
鈴木秀総	他の会社の出身者／公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野浩喜	—	—	他社において長年に亘り代表取締役を歴任しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社監査に反映していただくため招請しました。
鈴木秀総	—	—	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため招請したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社では役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の報酬額の決定は取締役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 株主総会
株主総会は、決算日終了後3か月以内に開催することとしております。株主総会は、経営の基本的事項を定めるための最高意思決定機関であることに鑑み、定時の開催のみならず、開催事由が発生した際には速やかに招集通知を発出し、決議を請うこととしております。
ロ. 取締役会
当社の取締役会は、取締役3名で構成され、任期を2年としております。取締役会の運営は、取締役会規程に準拠しておこなわれ、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。また、各取締役の業務執行については、取締役相互の監視・監督義務を忠実におこなうことを通して牽制機能を確保しております。さらに、取締役会には監査役も出席し、必要事項の報告を行うと同時に、意見を請うことで、各取締役に対する牽制が、より強固に機能し

ております。

ハ. 監査役

当社の監査役は、社外監査役 2名で構成され、任期は4年となっております。監査役は、独任制の機関として強固な権限を有するため、各取締役に対する監視・監督はもちろん、取締役会をはじめとした各種会議体への出席や事業報告請求、業務・財産状況調査を通して経営に対する牽制をおこなっております。必要に応じ、従業員や第三者等からも聞き取りをおこない、取締役の業務執行の適法性や妥当性まで検討しております。さらに、内部監査室や監査法人とも連携することにより、三様監査の実効性を高めております。原則として月1回開催の取締役会には必ず出席する他、不定期に各取締役を指名し、ヒアリングを中心とした監査手続による牽制をおこなっております。

ニ. 執行役員

当社では、意思決定と業務執行の迅速化の観点から、執行役員制度を採用しており、一定の権限委譲をおこなうことにより、経営層がよりマネジメントに集中できるよう取り組んでおります。執行役員は、執行役員規程及び職務権限規程に準拠し、委譲された権限の範囲で迅速に業務執行をおこない、その結果を経営層に報告することとしております。執行役員は1名で、原則として月1回開催の取締役会に出席し、業務の報告や相談をおこなうこととしております。

ホ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年8月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ヘ. 経営会議

経営会議では、各営業部門のトップを務める取締役により、部門長を中心とした管理職や実務担当者が招集され、取締役会で決定した方針や営業施策等の重要事項を伝達しております。一方、各営業部門からの報告や相談を受け、新たな経営上のリスク・課題につながる情報を収集して、取締役会で協議することとしております。月1回の開催を原則としつつ、部門間の情報伝達は密におこない、会議の開催に関わらず、経営上のリスク・課題を把握する活動をおこなっております。

ト. コンプライアンス推進委員会

当社では、内部統制の主たる目的のひとつである「法令遵守(コンプライアンス)」を確実に達成するため、コンプライアンス規程上の要件を充足した際には、代表取締役社長をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置することとしております。コンプライアンスに抵触・逸脱する可能性のある事案は、持続可能な企業としての成長性を阻害する大きな経営上のリスクになるため、その重要性を周知するため、適宜、コンプライアンス研修、不当要求防止研修等の社内研修を実施しております。

チ. 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した専任の内部

監査担当者が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。その際には、業務の有効性や効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況も勘案し、判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	コンプライアンス規程及びリスク管理規程を整備し、コンプライアンス並びにリス ^K ク管理の重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	証券取引関連法令及び証券取引所規則の遵守に加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解の促進により、当社の信頼性を高め、その適切な評価に資することを目的に、情報開示規程を整備しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、善管注意義務・忠実義務の意味を理解し、経営におけるすべての場面で、常にその義務を履行することが必要であることを理解する。
- ・重大な法令等違反行為を発見した場合には、直ちに監査役に報告すると同時に、取締役会において報告する。
- ・取締役は、コンプライアンスに関連する諸規程の理解を深め、自ら率先して誠実に遵守する。
- ・管理部門では、日常的に営業部門に対する牽制と指導をおこなうと同時に、内部監査室と連携し、コンプライアンスへの抵触または逸脱を予防する。
- ・法令等違反の疑いがある場合には、社長をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置したうえ、その原因究明、再発防止策の策定までおこない、報告書を社内に共有する。
- ・内部監査室は、業務の有効性・効率性向上とコンプライアンスの観点から、内部監査を実施する。
- ・法令等違反行為が疑われる場合には、その相談窓口を管理本部にする。
- ・反社会的勢力を排除するため、新たな取引先に対しては、同業他社から情報提供を受けたり、民間与信会社への照会をおこない、一切の関係を遮断するよう努める。また、警察とも緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・各種会議体で協議した内容は、すべて議事録として記録し、法令及び文書管理規程等の各種規程に基づき、保存・管理する。
- ・取締役に対する業務執行の適正化と監視・監督の一環として、議事録は取締役及び監査役がいつでも閲覧できるように管理する。
- ・機密情報については、法令及び「機密管理規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、経営上のリスク管理・評価をおこなう責任と権限があり、営業及び管理の両部門において発生しうるリスクの把握に努め、リスクの程度と解決のための優先度に応じて、対応方針及び対策を決定する。
- ・未認識のリスクが生じないよう、経営会議においては常にリスクの把握に努め、営業部門から情報収集をおこない、必要に応じ、監査役や内部監査室にも相談しながら評価を進める。
- ・災害等の自社のコントロールが利かないリスクに対しては、災害対策マニュアル等にしたがい、対応する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する
- ・取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定し、その執行状況を監督する。

- ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲、執行手続きの詳細について定める。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、協議のうえ、必要な人員を配置する。
 - ・当該使用人については、補助していなければ入手し得ない社内秘情報に触れる可能性があるため、設置する場合には、守秘義務を含めた「宣誓書」を取ることとする。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・使用人が補助をおこなう場合であっても、当該使用人の直属の取締役を対象とした監査をおこなう場合には、補助できないものとする。
 - ・管理本部長は、上記使用人の待遇や人事異動・評価及び懲戒処分にあたっては、補助をおこなうことによる不利益を被らないよう監査役と事前に協議を行う。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
 - ・代表取締役社長は、監査役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
 - ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ・監査役に対しては、必要に応じた書類の閲覧を提供する。
 - ・監査役は、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- i. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・営業部門と管理部門の業務を切り分け、営業部門におけるより上流の取引に係る情報が、適時適切に下流たる管理部門に伝達されるよう、業務プロセスを整備する。
 - ・当該業務プロセスにおける各業務の正確性を担保するため、プロセスの節目においては上長によるチェックや承認を要求し、当該チェック等がないものについては処理ができない仕組みとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないという方針のもと、取締役が当社の主要な会議でその旨を折に触れ、注意を促しております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力排除規程」を制定し、所管部署は管理本部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

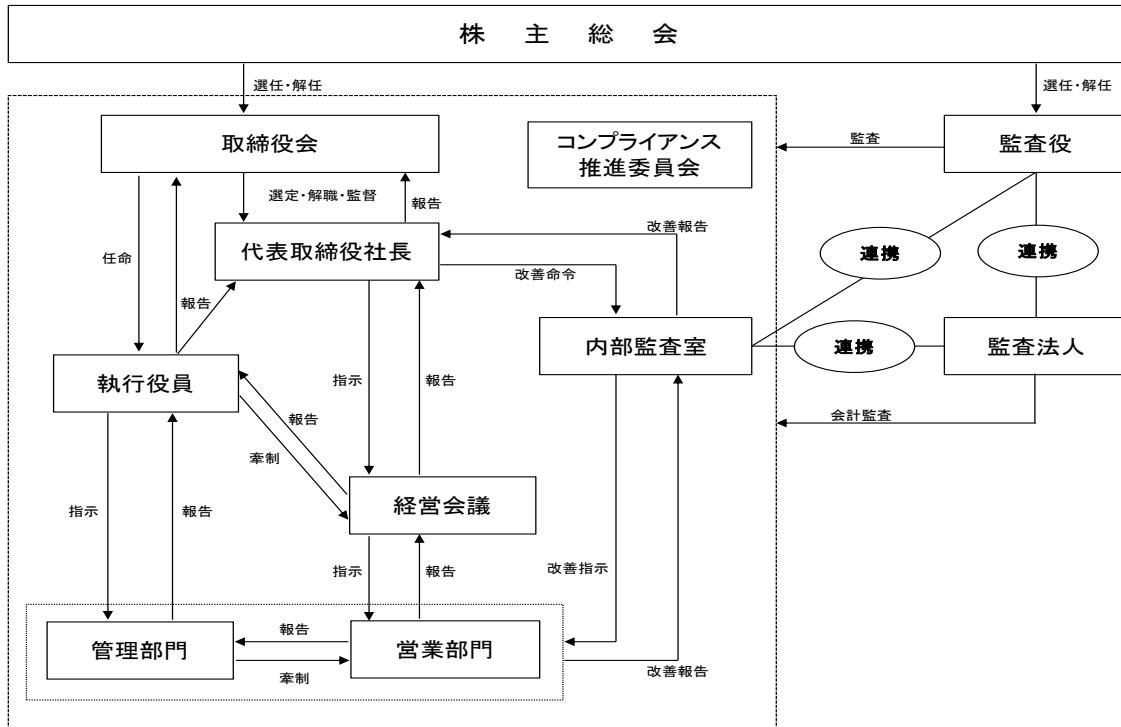
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

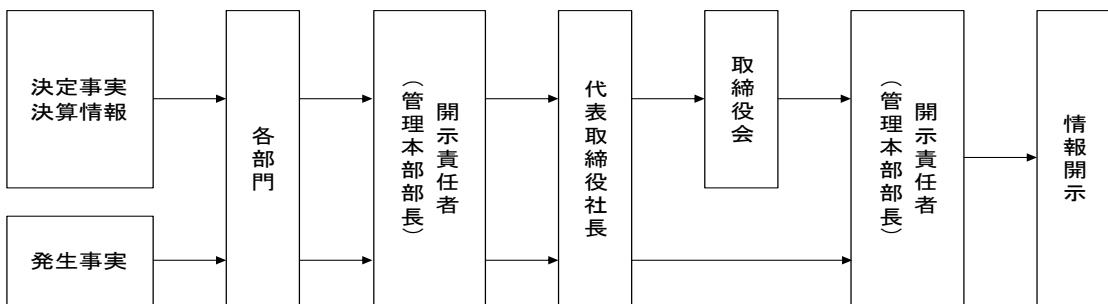
【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要 (模式図)】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上